

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

要支援 1・2 と認定された方や基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」に該当された方が、地域包括支援センターの職員などと相談し、ケアプランを立てた上で利用できます。

訪問型サービス

訪問介護（ヘルパー）

訪問介護事業所によるサービス
ホームヘルパーが家事援助や身体介護を行います。

※利用者の自立支援のためにお手伝いします。
家族の食事準備など本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることなどは対象外です。

通所型サービス

通所介護

通所介護事業所によるデイサービス
機能訓練・レクリエーションを日帰りで利用
入浴や食事のサービスを受けることもできます。
送迎あり

お元気くらぶ

整骨院で6か月間の24回コースで1回2時間程度、柔道整復師などの専門職員が運動や口腔機能向上、栄養改善の講座を行い、機能回復を図るサービス。入浴や食事のサービスはありません。送迎あり1回500円

介護予防教室

えみなメイト(介護予防教室)で元気になるろう!

対象者:65歳以上の方

- 会場
市内25か所（町内会館など）
お近くの会場でご参加ください。
- 内容
各会場毎月1回
軽い運動、レクリエーションや健康の話などの講座を開き、参加者間の交流を図ります。



■詳しくは「広報むろらん」やホームページ等でお知らせします。こちらからアクセス↑

施設及び住宅

施設の概要を簡潔に説明することを目的に掲載しており、各施設・住宅によってサービスは異なりますので、詳しくは各施設・住宅へお問い合わせください。（8ページ参照）

■ケアハウス

身体機能の低下等で自立した日常生活を営むことに不安があると認められた人で、家族による援助が困難な人が入所できる居住施設

■介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向け居住施設

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が市の措置により入所する居住施設

⇒介護が必要となった場合、施設が提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、生活を継続することが可能

■軽費老人ホーム

低所得で自立した日常生活を営むことが難しい高齢者の生活を支える居住施設

■住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる賃貸等住宅。状況把握や生活相談のサービス有り

⇒介護が必要となった場合、入居者自身の選択でケアマネジャーと契約し、介護保険の在宅サービスを利用しながら生活を継続することが可能